

## 意見・要望が飛び交う背景に 事務局担当者の隠れた配慮

「マンネリ化していて活発な議論にならない」という安全・衛生委員会もあれば、「いつも多くの意見が出て、職場の安全衛生活動につながっている」という委員会もある。その差はどこから来るのだろうか。厚木市は後者である。事務局担当の2人に、活動のポイントと運営にあたっての配慮をうかがった。

### 委員会は和気あいあい フリートークタイムも

厚木市には、計10の安全衛生委員会がある(図)。委員会ごとに計画を立てて活動し、職場の実情に即した活動がなされているという。それぞれの活動状況は、年度末に開催される安全衛生審議会で情報共有。同審議会は、会長である総務部長、各委員会の委員長、職員団体代表者の計20人で構成され、1年間の活動報告に加え、好事例紹介や各種の相談、意見交換が行われる。

これら委員会の中で最も所属課・常時職員数が多いのが、本庁および第二庁舎(一部)の「その他の事業場職員安全衛生委員会」である。委員は13人。任期2年と規定されているが、再任される委員もいるため、毎

年約3分の1が入れ替わる。同委員会の特徴は、とにかく和気あいあいとされていることだ。総務部職員課給与厚生係の副主幹兼係長・中村貴明さんは、その様子を次のように語る。「委員の皆さんは、ものすごくリ

ラックスして参加しています。事業者側と職員側との垣根もまったく感じられません。コロナ禍になる前は、毎年のように委員の歓送迎会が行われていたほどです。委員会の雰囲気はいつも温かく、それによって誰でも発言しやすい環境になっています」。

委員会の最後には「ほかに何かありますか?」と議長が聞くそうだが、毎回、委員同士のフリートークタイムのようになり、さまざまな意見や要望が飛び交うという。同係の松村優さんも「ざつくばらんに言いたいことを言える雰囲気」と話す。

委員会活性化のポイントとして、委員が話しやすい環境づくりは不可欠だと言われる。その点は事務局でもしっかりと意識している。

「委員会は各委員に支えられて成り立っていますので、日頃からコミュニケーションを欠かさないよう心がけています」(松村さん)。

### 職場巡視前のアンケートを 議題の参考としても活用

その他の事業場職員安全衛生委員会の年間活動計画は、前年度の活動をベースに、その年の実情に合った

テーマを事務局が4月に提案する。令和4年度の年間活動計画は表のとおりだが、委員からの提案により議題が追加される回も少なくない。

そうした中で毎年力を入れているのが、委員会主導の職場巡視である。その歴史は古く、何年も続いているが、令和2年度からはコロナ禍により中止を余儀なくされた。それでも事務局は職場巡視の重要性を認識。令和4年2月には、産業医と事務局2人の最少人数で実施した。その理由を松村さんは次のように語る。

「職場巡視をすると、必ず何かしらのリスクが見つかるからです。『どこも問題がなかった』ということは一度もありません。巡視をしなければ

図 厚木市の安全衛生管理体制 (2022年4月現在)

委員会名称	所属	常時職員
環境センター職員安全衛生委員会	1課	72人
教育委員会の所管に属する事業場職員安全衛生委員会	28課	184人
消防本部及び消防署職員安全衛生委員会	17課	260人
こども未来部の所管に属する事業場安全衛生委員会	6課	142人
その他の事業場職員安全衛生委員会	55課	819人
市立病院職員安全衛生委員会	32課	533人
道路補修事務所安全衛生委員会	1課	12人
職員数が常時50人以上の小学校及び中学校		
厚木小学校職員安全衛生委員会	—	56人
南毛利小学校職員安全衛生委員会	—	50人
厚木中学校職員安全衛生委員会	—	55人

安全衛生審議会



総務部職員課給与厚生係の副主幹兼係長・中村貴明さん(左)と松村優さん

表 令和4年度 その他の事業場職員  
安全衛生委員会協議事項等(当初案)

4月期 (書面会議)	●安全衛生委員会の役割 ●令和4年度安全衛生年間活動
5月期	●時間外縮減計画管理表 ●新型コロナウイルス感染症対策
6月下旬	●公務災害の発生状況 ●全国安全週間 ●熱中症(室温管理等)対策
7月下旬	●職員定期健康診断の実施状況 ●産業医による職場巡視の実施
8月中旬	●産業医による職場巡視の実施
9月下旬	●職場巡視の結果 ●全国労働衛生週間の取り組み ●ストレスチェックの実施状況
10月下旬	●長時間労働者の面接指導 ●健康相談の実施状況
11月下旬	●感染症対策 ●厚生会と連携した健康管理または職場環境改善の取り組み
12月期 (書面会議)	●安全衛生活動に関する意見及び要望
1月下旬	●安全衛生活動に関する意見及び要望
2月上旬	●安全衛生審議会の開催 ●次年度に向けた取り組み(地方公務員安全衛生推進協会主催の研修会やアドバイザー派遣) ●職場巡視(予定)
3月中旬	●安全衛生委員会活動の振り返り ●次年度に向けた取り組み

ば、その問題がどんどん積み重なってしまいます。逆に、職場巡視をすれば、必ず職場のリスクを減らすことができるということですが」。

問題が見つかれば、その後約1か月間で改善をするようにと、委員長名義で所属課長に通知がなされる。ただ、どの現場も業務多忙のため、必ずしも期日までに改善されるとは限らない。そのため、事務局から所属課長に「〇日後に改善状況を確認しにいけます」と連絡する。この連絡によって初めて改善着手がなされることも多いようだ。

実施の頻度は8月と2月の年2回。8月のコース検討は産業医を中心に行い、2月は8月に問題があった箇所と公務災害発生箇所を重点的にチェックする。新しく設置された臨

時窓口については、事務局が下見をして対象とするか否かを調査している。

「年2回は少ないと思われるかもしれませんが、巡視とは別に職場安全点検を毎月行っています。各委員で担当場所を分担し、チェックシートに沿って点検するものです。委員の意識が高いおかげか、毎月必ず問題となる箇所が見つかります。結果は委員会で報告し、その後の対策に役立っています」(中村さん)。

また、ほかの委員会の活性化を意図して、「一緒に実施しませんか」と共同開催の提案もしている。実際、教育委員会の所管に属する事業場職員安全衛生委員会とは庁舎が近いこともあり、共同開催にすることが多い。

なお、令和4年8月の実施にあたっては、職員を対象とする事前アンケート

ト調査を行った。質問項目は、事務室内の温度・湿度、照度、整理整頓、通路の確保、配線、床の清掃、VDT作業机の高さなどである。

「主な狙いは、現場で働く職員が困っていることを把握することです。従来のチェック項目に該当しない部分で、新たな課題が発生しているかもしれないからです。また、今後の委員会の議題の参考にしたいという狙いもありました」(中村さん)。

アンケート集計結果は全職員にも公表。安全衛生活動や委員会の存在を意識づけることも意図している。

### 委員会の存在を 発信物などで職員にPR

委員会活動に関連するトピックがもう一つある。庁舎移転計画である。

「新庁舎の設計にあたって、設計部門から安全衛生委員会に意見を求められるのです。そのため、労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則などに沿うように、必要事項を洗い出しました。たとえば、職員が臥床(がしやう)できる休養室・休養所を男女別に設けることなどです」(中村さん)。

そのうえで、他市の庁舎や民間企業のオフィスを視察した。事務局にとっては業務量が増えるが、むしろ

これをチャンスだと捉えた。「委員会の存在を職員にPRできるからです」(中村さん)。

PRはそれだけではない。イントラネットでの定期的ニュースに加え、ノー残業デーのポスターや、熱中症予防やインフルエンザ予防などの告知物を委員長名で発信している。さらに、新入職員研修にも安全衛生の時間を組み入れてもらった。直近では40分の枠で、松村さんが委員会の活動も含めて話をしたという。

非常にアクティブに取り組んでいられると思われるが、担当者本人は今後に向けて課題も忘れない。

「職場巡視などを通して、公務災害を昨年度より少なくしたいと思っています。そのために事務局として、委員がわかりやすい資料づくりと発言しやすい雰囲気づくりを継続していきたいと思っています」(松村さん)。

「委員から『欠席してもいい』と思われたいような議題を設定すること。また、委員の意見を放置せず、必ず検討項目に挙げ、その後の経過状況を伝えること。この二つを常に心がけています」(中村さん)。

こうした隠れた配慮も、委員会が活発な要因の一つだろう。